

規制影響分析書

平成22年3月

規制の名称	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等		
主管部局・課室	職業安定局需給調整事業課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	
個別目標	2	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

派遣元事業主が増加する中で、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにし、また、派遣労働者として安心・納得して働くことができるようにするためには、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等について情報提供を進めること等が重要である。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 派遣労働者数(単位：万人)	85	106	128	133	140
2 派遣元の事業所数 (一般と特定の合計) (単位：所)	30,033	38,827	51,540	70,066	83,605

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、「労働力調査詳細結果」(総務省統計局)によるものである。
- ・ 指標2は、職業安定局需給調整事業課の集計によるものである。
- ・ 指標2の「一般」とは一般労働者派遣事業を、「特定」とは特定労働者派遣事業をそれぞれ指す。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的

派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を選択できるようにするため、派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等について関係者に対する情報提供を義務付けること等とする。また、派遣元事業主は、派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示しなければならないこととする。

根拠条文

今回の改正法で、以下のとおり規定することを予定。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第23条第5項、第34条の2

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【派遣労働者への便益】(便益分類：A)
派遣労働者が安心・納得して働くことができるようになる。

【社会的便益】（便益分類：A）

派遣元事業主の間の適切な競争が促され、労働者派遣事業の運営の適正化が期待できる。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

（2）想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

派遣元事業主は、
・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等に関する情報を提供するための費用
・ 派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示するための費用
が発生する。

【行政費用】（費用分類：C）

派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者に対して周知するための費用が発生する。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

（3）便益と費用の関係の分析結果（規制の新設・改廃の総合的な評価）

派遣元事業主に当該情報提供に要する費用が生じるが、インターネットを通じての情報提供や、登録者に対する説明会等の場で説明するという対応も考えられることから、過度の追加的な負担は発生しないものと考えられる。また、派遣労働者の雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示するための費用が生じるが、その他の労働条件明示と同時に行えば、効率的に行うことができるものと考えられる。このように、過度の追加的な負担は生じないと考えられることから、派遣労働者が安心・納得して働くことができ、労働者派遣事業の運営の適正化が図られることの便益の方が大きいものと考えられる。

4. 代替案との比較考量

（1）想定される代替案

労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合について上限規制を設ける。

（2）代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【派遣労働者への便益】（便益分類：B）

派遣料金の一定割合の額以外は派遣労働者の賃金になる。ただし、当該規制により必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねない。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

派遣元事業主にとって、収入である派遣料金と、費用である派遣労働者の賃金との差額の派遣料金に占める割合が規制されることとなり、事業活動に制約が生じる。

【行政費用】（費用分類：C）

労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合が一定の割合であることを把握する必要が生じる。

【その他の社会的費用】（費用分類：C）

割合規制を遵守するために、福利厚生費や教育訓練費などの賃金以外の労働者のための費用や、適正な雇用管理を行うために必要な費用を削る派遣元事業主が増加するおそれがある。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案では、必ずしも派遣労働者の賃金が上昇するとは限らず、また、福利厚生費や教育訓練費が削られることにつながりかねないことや、派遣料金のうち、適正な雇用管理を行うために必要な費用を負担せずに、当該規制の割合を遵守する派遣元事業主が増加するおそれがあること等から、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

- 民主党、社会民主党、国民新党による「連立政権樹立に当たっての政策合意」（平成21年9月9日）において、以下についての合意がなされている。

6. 雇用対策の強化－労働者派遣法の抜本改正－

- 「日雇い派遣」「スポット派遣」の禁止のみならず、「登録型派遣」は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則的に禁止する。違法派遣の場合の「直接雇用みなし制度」の創設、マージン率の情報公開など、「派遣業法」から「派遣労働者保護法」にあらためる。
- 労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」（平成20年9月24日）において以下のとおり報告されている。

II 具体的措置について

3 派遣労働者の待遇の確保について

- (4) 派遣料金、派遣労働者の賃金、これらの差額の派遣料金に占める割合等の事業運営に関する情報の公開義務を派遣元事業主に課すことが適当である。
- (5) 派遣労働者等に対し、事業運営に関する状況、具体的な待遇決定の方法、労働者派遣制度の仕組みの説明を行う義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

改正法案案の附則において、この法律の施行後3年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。